

5月12日は民生委員・児童委員の日

問 地域福祉課庶務係

◎民生委員・児童委員ってどんな人？

地域の皆さんの悩みごとや生活で困ったことなどの相談相手として、また、相談内容に応じて市役所や社会福祉協議会などの関係機関とのパイプ役として、福祉の向上に活躍しています。

市内には、133人の民生委員・児童委員が、各担当区域で、地域の皆さんの身近な生活の相談員として活動しています。民生委員・児童委員の自宅玄関には、「東京都民生委員・児童委員」の門標が掲げてあります。

◎児童・子育ての相談もできます

民生委員は、児童委員も兼ね、学校や児童相談所等と協力し、子どもの虐待や青少年の非行問題などにも取り組んでいます。さらに、児童福祉に関することを専門に担当する主任児童委員が、担当地域の児童委員と協力し活動しています。

◎民生委員の主な仕事

- ▷福祉事務所、児童相談所など行政機関への連絡、協力活動
- ▷生活保護、児童・母子・高齢者・心身障がい者（児）などに関する相談・助言・指導
- ▷地域福祉の向上のために行う自主活動など

ウメ輪紋ウイルス感染状況調査を実施します

問 農林水産課農政係

日程 5月16日（火）～30日（火）

※天候や進行状況により調査期間が変わる場合があります。

対象地区 梅郷・和田町・日向和田全域、柚木町1丁目全域と2・3丁目の一部、二俣尾1・2・3丁目全域と4丁目の一部、畑中1・2丁目の一部と3丁目全域

対象 農地、公園、街路樹、学校等のウメ

調査方法 黄色の腕章をつけた市職員が対象となるウメを調査し、ウイルス症に感染したときに現れる症状の有無を確認します。なお、感染の症状が見受けられる場合は、葉を採取・検定し、感染の有無を確認します。

感染が確認された場合 所有者へ連絡し、伐採・伐根の手続きを行います。感染が確認されなかった場合は、連絡しません。

アブラムシの防除にご協力ください

ウメ輪紋ウイルスは、アブラムシを媒介して対象植物に感染します。ウメ、モモ（スモモを含む）、セイヨウスモモ、ネクタリン、アンズ、オウトウ（サクランボ）などサクラ属の植物（サクラ節を除く）を所有される方は、アブラムシの防除にご協力をお願いします。

国民年金の加入手続き

問 青梅年金事務所☎30-3410、市保険年金課国民年金係



国民年金は、国内に住所がある20歳以上60歳未満のすべての人が加入しなければならない制度です。

被保険者の種類・該当者等 下記表参照

☆第1号被保険者の加入

市保険年金課（市役所1階）または年金事務所で加入できます。

持ち物 本人確認書類、年金手帳または基礎年金番号通知書、その他の必要書類（年金機構ホームページ参照）

保険料 1か月16,520円（令和5年度・定額保険料）

種類	該当者	手続き先	保険料の納め方
第1号	自営業、学生、フリーター、無職の方など	市役所・年金事務所	納付書、口座振替、クレジットカード、電子納付等
第2号	厚生年金に加入している会社員、公務員など	勤務先	給料から引かれます。
第3号	第2号被保険者に扶養されている配偶者	配偶者の勤務先	配偶者が加入する年金制度が負担します。

申請期限は5月31日まで

身体障がい者・精神障がい者などの方で新たに軽自動車税（種別割）の減免を受ける方へ

4月1日現在、軽自動車など（二輪車を含む）を所有している方に、軽自動車税（種別割）納税通知書を送付しました。

次に該当する軽自動車などは、軽自動車税（種別割）が減免されますので、納税前に申請してください。

※すでに自動車税（種別割）の減免を受けている方や、申請済みの方を除く。

減免対象車両 身体障がい者などが所有する車、または身体障がい者などのために使用する車で、生計を一にする家族が所有する車

対象となる障がいの程度 ①身体障害者手帳※②戦傷病者手帳※③愛の手帳（1～3度）④精神障害者保健福祉手帳（1級）

※①②で該当する区分・級・程度については、お問い合わせください。

申請に必要なもの 対象となる障がいに該当する各手帳、車検証・届出済証または標識交付証明書、運転する方の運転免許証、納税義務者の個人番号カードおよび本人確認ができるもの

その他 身体障害者などが利用できるように改造された車に対する減免制度等もあります。詳細はお問い合わせください。

申請先 課税課庶務係

課税・非課税証明書のコンビニ交付 問 課税課市民税係

利用者用電子証明書（4桁の暗証番号）が搭載されたマイナンバーカードをお持ちの方は、全国のコンビニエンスストアに設置されているマルチコピー機を利用して課税・非課税証明書を取得できます。

▷令和4年度課税・非課税証明書…5月31日の午後11時まで発行

▷5年度課税・非課税証明書…6月2日の午前6時30分から発行

※課税課（市役所1階）では、住民税が特別徴収（会社からの給与のみで、給与から住民税を納付）の方（被扶養者を除く）に限り、5月1日から5年度課税・非課税証明書を発行できます（対象でない方は6月1日から）

※3月16日以降に確定申告書、市民税・都民税申告書を提出した方は、申告内容が反映されない場合があります。

認知症予防！ 脳イキキ教室

日時 6月2日～7月7日の金曜日（6回）午後2時～3時30分

会場 成木市民センター第1研修室

対象 65歳以上で次の要件をすべて満たす方

- ▷市内在住の方
- ▷要介護1～5の認定を受けていない方
- ▷医師から運動制限を受けていない方
- ▷原則として全日程参加できる方

定員 先着20人程度（予約制） ※初めての方優先

服装・持ち物 動きやすい服装、飲み物、筆記用具

申し込み 電話または直接高齢者支援課包括支援係（市役所1階）へ

迅速な救命処置が命を救います

普通救命講習会

日時 5月23日（火）午後1時30分～4時30分

会場 健康センター3階

対象 市内在住者

内容 成人の心肺蘇生法、AEDの安全な操作法等

定員 先着15人（予約制）

費用 1,500円（テキスト代）

※当日集金

※前回認定より3年以内の救命技能認定証持参で200円割引

服装・持ち物 動きやすい服装（スカート不可）、筆記用具

申し込み 電話☎23-2191で健康センターへ

